

新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

新潟県教育委員会

教育長 池 田 幸 博

新潟県教育委員会規則第 3 号

新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則

新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和32年新潟県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(学校評議員) 第29条の 3 （略） 2 （略） 3 <u>前二項に定めるもののほか、学校評議員に関し必要な事項は、別に定める。</u>	(学校評議員) 第29条の 3 （略） 2 （略） 3 <u>学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により委員会が委嘱する。</u>

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。